

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5004A	5004001			z15001	経済産業省	情報処理技術者試験規則第2条及び第3条	修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	c	-	情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)第2条第5項及び第6項の規定に基づき免除対象履修講座の認定を受けようとする場合には、同条第5項第3号及び第6項第3号の規定により、認定講座開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構)が試験事務を行う場合にあっては、機構。が提供する問題により行う修了認定に係る試験を実施することが必要となっている。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行うにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。 一方、コンピュータを利用した試験方式(CBT)については、実際に出席する問題数の数倍の問題の作成や出題におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式(PPT)に加えて更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。 なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス/ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。	その他	アール・プロモリック株式会社	1	A	修了者に対する午前試験を免除する認定講座の修了試験実施方法の拡充	特区制度で行われていた一部制度の全国展開を行うべく一部改正された情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)において、履修項目を全て履修し、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構)が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置による修了認定に係る試験の実施に換えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講座開設者に換えてテスト事業者が経済産業大臣(機構)が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から修了問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講座開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	昭和45年通商産業省令第59号 情報処理技術者試験規則第3条第2項第5号	
5012A	5012001			z15002	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省	弁理士法第17条、第56条	弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に氏名等を登録し、日本弁理士会に入会することを義務づける。いわゆる強制加入制度を採用している。	c	-	弁理士の指導・監督等については、弁理士の公共的役割を踏まえ、本来、国が行うべきであるところ、弁理士の自主的な取組の促進や行政の効率化の観点から、日本弁理士会が行うこととしており、同会への強制加入制度は、その前提となるものである。弁理士の資質の向上が求められる中、弁理士の不適切な行為に対する適正な処分の実施や情報公開の強化等を図るためにも、強制加入制度は、一定の役割を果たすものである。平成12年の弁理士法改正では、平成11年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画(改訂)」において、士業団体の登録・入会制度のあり方等についても検討すべきこととされたことを踏まえ、十分な検討が行われたところであるが、上記の理由により、強制加入制度は維持することとされたものである。 なお、強制加入制度が弁理士相互間の公正・有効な競争の確保の支障となることがないようにするための制度改善も併せて進めたところであり、日本弁理士会が法令をもって標準報酬額表を定めることを認める制度は廃止された。 本年4月からは、産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会において、再度弁理士制度全般にわたる見直しが議論されているが、強制加入制度については、これを維持すべきとの意見が大半を占めたところである。 したがって、日本弁理士会の強制加入制度については、これを維持することが適切である。	個人	1	A	士業団体の強制入会制の廃止	弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる士業団体(日本弁理士連合会、日本弁理士会等)の強制入会制を廃止する。	弁護士法、弁理士法等の改正により強制入会制に関連する条文の削除、変更を行う。	各士業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する重大な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬の引き下げや顧客の引き抜きなど競争を招く行為を行う資格者を対象として、到底公正とは言えない恣意的な懲戒手続及び処分すら行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するという昨今の規制緩和の流れに明らかに反している。また、各士業団体は高額な入会金・月会費を徴収しているが(例えば弁護士の場合合計月5万円以上、弁理士の場合月2万円など)、団体職員は殆ど読まずに捨てられるような文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額な会費が有効に使われているとは到底思えない。さらに、士業団体職員の給与水準は、業務内容から見ればかなり高額に設定されている。各団体から出されている強制入会制維持の意見は、団体に役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているに過ぎず、大多数の会員の声を反映しているものではない。	強制入会について士業団体が会員の意見を問わない実例として、2006年10月11日付で公表されたアンケート調査結果について、当該の所属団体は一般会員の意見を全く問うことなくアンケートに答えている。強制入会制は団体職員、役職者の利権となっているため、その是非については会員に意見を求めたことは、当該の経験上一度もない。また、懲戒手続に関する実例として、当該は大手特許事務所に所属する弁理士に	なし	
5018A	5018001			z15003	厚生労働省、経済産業省	高圧ガス保安法	高圧ガス保安法では、性能規定化や民間規格の積極的な活用に取り組んでおり、その技術基準や例示基準にJISを引用しているところ。さらに、国際整合性の取れた保安規則を整備するため、設備の設計等に係る技術基準については、米国機械学会(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れもしている。	d	-	高圧ガス保安法では、性能規定化や民間規格の積極的な活用に取り組んでおり、その技術基準や例示基準にJISを引用しているところ。活用可能な民間規格等の具体的な提案がさらにあれば、現行制度上検討することは可能である。	石油連盟	1	A	各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	各法の技術基準はJISとの整合化を図っているが、まだ未達のものがあためため整合化して頂きたい。 ・溶接後熱処理温度の規定 ・溶接施工法確認試験の規定 ・安全率の規定 など 法の中にJIS規格を直接引用する旨を記載して頂きたい。	同様の機器を製作する場合でも、各法ごとに細かく照査する必要がある。 各法の規格はJIS規格をベースに、またJIS規格はASME規格をベースにしている。しかし一番ベースとなるASME規格が改定されても、各法の規格改定までには、JIS規格の改定を経て、さらに数年を要しており、最新のASME規格を適用することができない状況である。JIS規格の適用を法に直接記載することで、これらのタイムラグを大幅に解消できると共に、この問題も解消できる。	高圧ガス保安法(特定設備検査規則など) 労働安全衛生法(移行構造規格など)			
5018A	5018004		G42	z15004	総務省、厚生労働省、経済産業省	高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会委員会における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等様々な措置を講じている。	b	未定	平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。	石油連盟	4	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重複しているものはないが、機器側から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に高圧ガス保安法と労働安全衛生法の間では重複が解消されているが、消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法の間にも重複の問題が残っているため、この検討スケジュールを明確にして頂きたい。 例:工事に伴う変更許可申請において、気液混合の機器、製造所として許可したエリアに位置する機器、危険物施設の製造上一体の機器で重複適用されている。	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会報告書」に、今後の取り組み課題として「機器毎の重複を解消する」とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の運用整理を要望するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消法としては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法			
5054A	5054054		G42	z15004	総務省、厚生労働省、経済産業省	高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会委員会における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等様々な措置を講じている。	b	未定	平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。	(社)日本経済団体連合会	54	A	保安法令の重複適用の排除	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複の解消が課題とされたことを踏まえ、検討スケジュールを早急に明確にすべきである。 本要望は、保安4法の本一化を要望するものではなく、適用法令が重複しないよう運用の整理を要望するものである。例えば消防法と各法令間の重複適用については、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するなどすべきである。	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整理化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複、解消が課題とされたが、依然として具体化されていない。 2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間でさらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	別添資料 参照		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5022A	5022001			z15005	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	本省においては信託会社やSPCも含めて対応済み		社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。			
5032A	5032021			z15006	経済産業省	中小企業信用保険法第2条	信用保証の対象となる中小企業者については、中小企業信用保険法第2条において定義されている。現行での法人の対象は、医療法人、社会福祉法人となっており、NPO法人を含め、その他の法人は対象外。	b	-	本要望については、従来より要望を頂いており、また構造改革特区に係る第9次提案においても提案されたところであるが、提案に対する政府の対応方針として、NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況が踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行うこととしている。また、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについては、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、必要な対応を検討することとしているところ。		都銀懇話会	21	A	信用保証協会の保証対象の拡大	特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。	NPO法人には、中小零細法人が多い、主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	中小企業信用保険法第2条 NPO法人は中小企業に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。		
5032A	5032022			z15007	経済産業省	中小企業信用保険法施行令第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	保証付債権譲渡については、再生支援協議会が関与して策定された再生案件等を要件とし、モラルハザード防止や経済合理性の確保が可能な場合に限り認めることとしている。	d	-	企業再生については、企業再生の可能性があること、企業再生の協力をすることによる経済合理性があること、債権者間の公平性が保たれていること等により判断する必要があり、その決定プロセスを公正なものとするために、公的機関の間与を必要としてきたところであるが、公的機関のみでは小規模企業への機動的な対応に不備があることから、本年4月より、「外部委員による審査会の承認を得た計画」を求償債権消滅保証の要件として追加し、各保証協会が設置する「再生審査会」(弁護士、会計士等の外部専門家により構成)の承認を得た再生計画に基づく場合にも対象としているところ。		都銀懇話会	22	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。	企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。 協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	中小企業信用保険法施行令第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3 平成17年8月1日の政令改正によって譲渡先にサービサーや再生ファンドが追加されたが、譲渡の条件として、「産業再生機構・RCC」による再生計画、「中小企業再生支援協議会・再生ファンド」間による私的整理ガイドラインに準じて策定した再生		
5041A	5041048			z15008	経済産業省、国土交通省	省エネ法、省エネ法施行令、省エネ法施行規則	省エネ法においては、新築・増改築や改修等の際に、省エネ措置を適確に実施するよう努める義務に加え、床面積2,000㎡以上の建築物について新築・増改築や大規模な改修等を行う場合には、所管行政庁への省エネ措置の届出義務がある。 判断基準は、住宅全体の省エネ性能が満たすべき断熱性能等の目標を示したものであり、全国を暖房度日(日平均気温が18を下回る日について、室温18と当該日平均気温との差を、暖房期間にわたって合計した値)により6地域に区分し、それぞれの気候条件に応じて目標値を設定している。 また、指針は、判断基準を満たすために部位ごとに求められる性能を示したものである。	c	-	地域における実際のエネルギー消費量や暖房費が、地域と比較して大きいという客観的な事実が認められないため、基準の見直しや施策の導入を行うことは適当ではない。		日本ニュービジネス協議会連合会	48	A	次世代省エネルギー基準(以下「省エネ基準」)の見直し	省エネ基準は地域ごとに住宅の断熱性と気密性等の数値を定め、住宅新築にあたってはその基準を満たすよう求めている。基準は北海道など寒冷地が厳しく、温暖になるに従って緩くなっている。この結果、暖房が必要でありながら省エネ基準の緩い地域区分(東北や北陸、関東甲信越の方が)が、住宅の断熱性や気密性が低いため、より寒さの厳しい地域より暖房費が多くなり、年間の光熱費が高くなるという事態が発生している。 この地域は、家庭用のエネルギー消費に占める暖房の比率が1/3から半分弱にも達しており、省エネを推進する上で住宅性能の向上が重要。	産業用と比べ民生用の省エネルギーやCO2削減がなかなか進まない中、住宅性能の向上は民生用の省エネ・CO2削減に大きく貢献する。断熱材・建材の品質性能や工法の向上によって、断熱性・気密性等の住宅性能は近年飛躍的に高めることが可能になっており、技術的・コスト的にも充分実現可能である。同時に住宅産業のレベルアップ、活性化にも資する。 各家庭の光熱費も削減することができる。	省エネ基準の見直し。特に暖房のエネルギー消費が大きい。地域の断熱性、気密性の基準をより厳しい数値に見直す。 地域区分に合致するに止まらず、さらに上位の基準を満たすことを推奨する施策の導入	省エネルギー法 住宅に係るエネルギーの合理化に関する基準(平成11年)	
5041A	5041050			z15009	経済産業省	工業標準化法	符号化文字集合のJISでは、全角、半角の区別は行わないことを原則としているが、これまでの慣用的な利用との互換性を考慮して、記号、数字、英字、カタカナともに全角、半角両方規定しており、実際各社のコンピュータでも全角、半角とも実装されている。	e	-	日本工業規格(JIS)は強制法規ではなく任意規格であり、事業者が規格の利用を義務付けるものではない。なお、全角英数字・記号並びに半角カタカナは、国際規格(ISO/IEC 10646)でも、HALFWIDTH AND FULLWIDTH FORMSにおいて、標準化されているところ。 一方、全角の記号・英数字及び半角のカタカナを削除した場合、過去のデータの情報交換や活用が支障を生ずることから、これらを規格から削除することは適切でない。		株式会社ダンクソフト 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	50	A	コンピュータ基本文字の重複解消	わが国の情報処理に用いられているキャラクタセットは倍角で、記号、数字、英字、カタカナ、ひらがな、漢字、さらにロシア語がある。世界で使用されている半角文字には、記号、数字、英字、これに日本ではカタカナが加わるが、見かけ上同じように見えながら実はコンピュータの処理では別な情報になるため、人名はもちろん、住所、会社名、商品名などあらゆる情報特定を阻害、情報の重複を招き、そのチェックなどに目に見えない膨大なロスを生じ、かつ産業活動全体の生産性を阻害しているため改善を要望する。	世界共通の記号、英数字は半角とし、倍角の記号、英数字は削除する。また、半角カタカナも排除する。	これにより、情報の特定が容易になり、検索、抽出も確実さが増す。今後、サプライチェーンが進んで企業間取引が活発化する中で企業名、商品名など微妙な違いがなくなり、情報連携が活性化される。また、欧米のシステムの移行が容易になり、日本のIT全体の効率が大幅に向上する。	工業標準化法	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5041A	5041060			z15010	金融庁、農林水産省、経済産業省		特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下「法」という)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足る知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有すること等を許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。	c			特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下「法」という)第2条第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該ファンドの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている(法第3条)。許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足る知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有すること等を許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関する命令第6条の2)。		株式会社ライツバンク、(社)日本コンピュータ協議会連合会	60	A	特定商品ファンドの一括設立及び運営認可の許可	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ごとに認可を受けなければならない。小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大い、ついでには、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用ノウハウを持つ業者が小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上げることが出来れば、投資メニューが増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献できる。	商品投資に係る事業の規制に関する法令	
5054A	5054056			z15011	経済産業省	冷凍保安規則第9条2号、第14条2号	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の形態に応じ、1日に1回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずること。	d			異常点検の方法について、遠隔監視装置等により、「1日1回以上の点検を実施し、異常のあるときは補修その他の危険を防止する措置を講ずる」という省令の要求事項を適切に満たせることを示せば、当該装置等により異常点検を行うことは現行制度上でも可能である。なお、本件に関しては、平成15年度の全国規模の規制改革要望においての主体から同様の要望が出され、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」との回答を行っているところである(「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日)を参照のこと)。		(社)日本経済団体連合会	56	A	高圧ガス保安法(冷凍)における製造の方法に関する技術上の基準へのみなし事項の追加[新規]	冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。		通信・制御技術の発達により、現在は冷凍機の保安を含め機器・エネルギーの群管理を行うことが一般的になっている。また、遠隔地のセンターで設備の異常確認を行うことも可能となり、現場の無人化・異常時の迅速な対応による対応も可能である。したがって、冷凍保安責任者の選任が不要である第2種製造者については、異常点検の方法として、安全確認可能な遠隔監視装置等を用いることを認めるのが妥当である。	高圧ガス保安法第8条2号、第12条第2項、冷凍保安規則第9条2号、第14条2号、第36条	高圧ガス製造設備については、「1日1回の異常の有無を点検」することが義務づけられている。
5054A	5054057			z15012	経済産業省	高圧ガス保安法第27条の2、第32条、一般高圧ガス保安規則第66条、第76条	乙種化学又は丙種化学の免状の交付を受けた者であり、且つ高圧ガスの製造に関する1年以上の経験があれば、高圧ガスに係るガスの区分(4区分)のうち、製造経験を有する高圧ガスを含む区分に属する高圧ガス、又はガスの区分(4区分)以外の高圧ガスの製造施設の保安係員に選任することができる。	c			保安係員は高圧ガスの製造に係る職務を行い、その選任には高圧ガスの製造に係る経験が必要となるが、これは、高圧ガスの製造と消費の場面とは注意すべき内容が異なるため、扱うガスの区分の製造経験を積み、予めガスの性質等を熟知することが必要となることによるものである。		(社)日本経済団体連合会	57	A	可燃性ガス製造事業者における保安係員選任条件の緩和[新規]	乙種化学又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者であって、低温液化ガスのコールドエバポレータ(CE)を使用して液体酸素、液体窒素、液体アルゴン、炭酸ガス等の低温液化ガスの製造経験を有する者で、かつ圧縮酸素、圧縮天然ガスの当該ガスの特定高圧ガス消費の取扱経験を有する者は、保安係員に選任しうることとすべきである。		低圧状態で可燃性ガスを貯蔵・消費しており、さらに液化酸素や液化窒素といったコールドエバポレータ(CE)を取り扱っている場合には、可燃性ガスおよび低温に関する知識・経験があり、かつ液化酸素製造設備と同様の製造設備(液化酸素、液化アルゴン、液化炭酸ガスのコールドエバポレータ)による製造経験を有している。これは、保安係員の選任条件である「可燃性ガスの1年以上の製造経験」と同等の経験を有していると言うことができる。	高圧ガス保安法第27条の2第4項、高圧ガス保安法第32条第3項、一般高圧ガス保安規則第66条第4項、一般高圧ガス保安規則第76条	可燃性ガス製造者は、製造保安責任者免状の交付を受けている者で、高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員を選任しなければならないとされている。
5054A	5054077			z15013	経済産業省	電気用品安全法第7条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第18条	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品であることから、承認を得た電気用品に限り、販売を行うことができると規定されている。	c			ツーリストモデルについては、海外で使用されるという目的に鑑み、基準適合確認等の義務を例外的に免除しているものであり、数量の大小を確認することにより、申請された案件が本当にツーリストモデルであるかどうかを判断するための一つの傍証となる。したがって、申請時に必要な項目として「製造、輸入又は販売を予定する数量」を記載していただきたい。また、万一、誤って国内に流通した場合、国内の技術基準に適合していないため、事故になりやすい可能性がある。仮に事故が起こった場合、どの程度の影響があるのか即座に把握することが必要であると考え、以上により、例外承認申請にかかる数量の記載については、現行のとおりとしたい。		(社)日本経済団体連合会	77	A	海外への土産用電気用品に対する例外承認申請の撤廃	現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。措置ができない場合には、国内流通を防止すること、数量を把握することにどのような相関関係があるのか、明確に示すべきである。		海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者がこうした承認申請を求めることは行われていない。国内流通の防止を重視するのであれば、販売・流通段階での管理徹底など別の策を講ずるべきであり、国内流通の防止と例外承認申請を受けた製品の数量把握にどのような相関関係があるのか不明である。	電気用品安全法第8条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第18条、電気用品安全法に基づく「経済産業大臣の処分」に係る審査基準等について、(2003年3月29日商第1号)	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。
5054A	5054078			z15014	経済産業省	電気用品安全法第3条、第8条、第9条、第10条	電気用品の製造又は輸入を行う際は、届出を行い、義務を履行した後、事業者名等の表示を付して販売することとしている。	c			再輸入品は、海外において改造される可能性もあり、このような再輸入品の安全性を確保する義務は、輸入事業者にあると考え、輸入した時点で、海外における改造の有無の判断は難しいことから、再輸入品について輸入事業者名を表示し、再輸入品の違反や事故が発生した際の責任の所在を明確にする必要がある。		(社)日本経済団体連合会	78	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。		国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続が求められることは、同じ手続の反復である。再輸入される電気用品は日本国内で製造されており、事故が起きた場合、その責任は製造事業者が負うべきで、輸入事業者を表示により特定する必要はない。製造事業者の適合検査証明書の写しで輸入事業者自身が検査を行う必要はなくなったもの、表示義務だけが残っている。なお、上記は再輸入品に改造が行われていないことを前提としているが、万一、改造が行われた場合は、改造行為そのものが製造行為となるため、本件でいう再輸入品とはみなさず、通常の電気用品の輸入に関わる責務を負うものと考えられる。	電気用品安全法第10条	国内で製造された電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく「対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターでは、当該部品以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054079			z15015	経済産業省	電気用品安全法第2条	法において電気用品は「一般電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの」と定められており、そのうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生をおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものは、安全性の関係から特定電気用品として定め、第3者(登録検査機関)による検査を義務づけている。	c	-	機器と一体的に使用されるか否かにより、特定電気用品として指定されているのではなく、その電気用品の構造又は使用方法その他の状況からみて特に危険又は障害のおそれが多いものを特定電気用品として指定している。ACアダプターは長時間無監視で常時接続使用される負荷機器が電気用品安全法の特定電気用品であるか否かや電気用品安全法の対象となるか否かによって、ACアダプター自身が特定電気用品か否か、電気用品安全法の対象か否かを決定することは適当でないと考えられる。	(社)日本経済団体連合会	79	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外の移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。		機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。無監視状態で使用される電気用品の多くが非特定電気用品となっている中、なぜ直流電源装置だけを特定電気用品に指定するのか、明確な説明がない。なお、過去に電気シェーバーで起きた事故については、製品の構造上の問題で、無監視状態で生じた事故ではないと理解している。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。	
5054A	5054080			z15016	経済産業省	電気用品安全法第10条	輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとなっている。	c	-	電気用品に係る責任の所在の明確化のため、事業者名を表示することとなっている。我が国への輸入電気用品について、国内の輸入事業者に表示等の義務付けを課すことが国内に流通する輸入電気用品の安全性確保に実効力があると考えられる。	(社)日本経済団体連合会	80	A	製品と同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の撤廃	電気製品と同梱するACアダプターに限っては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に、携帯電話については、早期に措置すべきである。		すでに電気用品安全法上の手続等を完了している製品であり、電気製品にそのまま同梱されるだけで安全性には何らの変化のないものを、流通ルートの違いによって表示を変更し、再度同法上の責務を負うよう求めるのは、過剰規制である。こうした複数の手続による事業者の負担を軽減するためにも、表示義務を含めて簡素化すべきである。少なくとも、機器と同梱される電気用品については、機器全体としての責任が明確化しているため、電気用品における表示義務を緩和すべきである。	電気用品安全法第10条	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を果たした場合に、当該電気用品の製造事業者名を表示しなくてもよい。	
5054A	5054081			z15017	経済産業省	電気用品安全法第3条	国が事業者の製造・輸入を行っている電気用品を把握するため、製品の安全確保と同様の性質を有すると認められる範囲を型式の区分として、届出を提出することとしている。	c	-	電気用品の1品1品について技術基準を定めることは煩雑になり効率的ではないと考えられる。そこで電気用品の性質等に着目し分類したものが型式であるが、型式ごとに守るべき技術基準を定めることにより効率的な制度の運用になると考える。また、今までも型式区分の改正を行ってきたこと、今後も実態に即していない場合が見受けられる場合は精査して対応して参りたいと考えているので、具体的に問題があればお示しいただきたい。	(社)日本経済団体連合会	81	A	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分の撤廃(新規)	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分を撤廃すべきである。		電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中でも、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したものでない。また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。本来は、全ての電気用品について型式区分を撤廃すべきであるところ、特定電気用品のうち、例えば電線などは適合性検査を受けるうえで型式区分を利用しているため、非特定電気用品について要望する。	電気用品安全法第3条2号 「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」(2006年3月20日) 「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」(2006年3月22日)	電気用品取扱い法では甲種電気用品のみが規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存在されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。	
5054A	5054082			z15018	経済産業省	電気用品安全法第2条	構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生する恐れのある電気用品を対象製品として定めている。	c	-	全ての電気製品を電気用品安全法の対象とするのではなく、構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生するおそれのあるものを電気用品として指定して規制していくことが合理的であると考えられる。なお、制度の透明性を確保していくため、解釈等をWebサイト等に順次示していくこととしている。	(社)日本経済団体連合会	82	A	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のゴジテプリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。仮にネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品の特長(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な規程で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきである。また、こうした規程を設定する際には、解釈通達を発生するなど、広く事業者等に周知すべきである。		急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAVカテゴリーと対象外となるITカテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品名の区分による判定が難しくなっている。ネガティブリストを採用することで、現状のゴジテプリスト方式に比べ不明確な領域が格段に少なくなると期待されるほか、グレーゾーンの技術基準適合未確認製品の市場流出を防ぐことができる。また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提供にとどまっているが、法令順守に関わる通用基準を示す際には、行政運営の透明性の向上の観点からも解釈通達を発生すべきである。	電気用品安全法第2条	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多様多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別が難しくなっている。実際には市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象・非対象が混在している。	
5054A	5054083			z15019	経済産業省	電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	電気用品は技術基準に適合することが義務付けられている。技術基準は、日本独自の基準である1項基準と、国際整合化を目的とした2項基準がある。	e	-	IECにおけるCTLディビジョンが、2項基準の解釈として扱って頂いて構わない。	(社)日本経済団体連合会	83	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化	IECにおけるCTL解釈が2項基準の解釈である旨を公表し、周知徹底すべきである。		技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CTL(Committee of Testing Laboratories)ディビジョンという解釈集が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用する旨、明確にすべきである。「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈については、もともと1項基準に対する解釈であり、2項基準については含まれていないと理解している。また、CTL等の解釈がどこに示されているかが具体的に、第2項解釈が広く一般的に公表されているとは言いがたい。	電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	電気用品技術基準にかかわる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に公表されていない。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054085			z15020	厚生労働省、経済産業省、環境省	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	化審法においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的とし、新規化学物質の届出に際しては、単一の化学物質ごとにその性状を評価することを原則としている。その際、たとえ他の物質に不純物として含まれる化学物質であっても、それが新規化学物質でありかつ1重量%を超えて含有されている場合には、それが環境中で濃縮され、人の健康や動植物の生態・生育に影響を与える可能性が無視できないため、こうした物質による影響の未然防止の観点から、当該不純物について化審法上の届出又は確認の対象としているものである。したがって、新規化学物質として取り扱われない不純物の含有割合を10重量%にすることはできない。	c	-	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的とし、新規化学物質の届出に際しては、単一の化学物質ごとにその性状を評価することを原則としている。その際、たとえ他の物質に不純物として含まれる化学物質であっても、それが新規化学物質でありかつ1重量%を超えて含有されている場合には、それが環境中で濃縮され、人の健康や動植物の生態・生育に影響を与える可能性が無視できないため、こうした物質による影響の未然防止の観点から、当該不純物について化審法上の届出又は確認の対象としているものである。したがって、新規化学物質として取り扱われない不純物の含有割合を10重量%にすることはできない。		(社)日本経済団体連合会	85	A	化審法における不純物規制の見直し	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、少なくともEU並みの10重量%へ引き上げるべきである。		不純物が1重量%以上の場合、当該不純物は新規化学物質として扱われるので衛生性試験が必要になるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物全体をチェックすることで安全性を担保できる。新規化学物質届出制度が実施されているのは日本に加え、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、韓国、中国、フィリピンの10ヵ国(地域)である。この中で、米国、カナダ、オーストラリア等は不純物の届出は不要であり、E.U.では10重量%未満の不純物はE.L.N.C.Sの取扱い対象外である。2004年4月の化審法改正はアメリカ・EU・カナダ等が生態系保全のための規制を実施している状況を受けたものであるなど、各国の規制の状況を参考としているにも係らず、当該規制は他国に比べて著しく厳しく定められている。また、衛生性試験により最大で200万円程度、期間にして7~8週間程度がかかり、製造販売時期の遅延等によって国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	化審法では、新規化学物質を製造又は輸入しようとする際に、不純物が1重量%以上含まれる場合は、個別の物質として衛生性試験を行い、個別に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。1重量%以上の不純物が含まれている場合、この不純物は個別の物質として扱われ、別途手続きが必要となる。
5056A	5056001			z15021	経済産業省		発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)	c	-	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱われないよう運用を緩和している。		日本ボイラー・圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供する場合は、最高使用圧力11Mpa、最大蒸気発生10トン毎時以下であるものは電気工作物として取り扱われないと緩和されているが、2Mpaでは適切な保安水準の確保が達成できる具体的な根拠が示されていない、ということですが、1Mpaまでのものは一般プロセスボイラーと同様、厚生労働省の検査を受けているものであり、範囲を2Mpaまで緩和したとしても厚生労働省の検査を受けるものでありボイラーの安全確保ということでは検査の所管が変わっても保安水準は確保されているものと思う。是非2Mpaまで緩和していただきたい。		以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法
5058A	5058015			z15022	経済産業省	電気事業法第42条、第43条、第48条、第50条の2、第52条及び第55条 電気事業法施行規則第50条、第52条、第55条、第73条の2、第79条及び第94条	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、保安規程の届出、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画の届出、使用前安全管理検査等が必要である。また、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査についても、該当する設備がある場合は、必要である。	c	-	専ら発電の用に供している以上、保安確保の観点からは、蒸気タービン、誘導発電機、その附属設備等を電気事業法上の発電設備として一体的に扱い、工事、維持、運用等を行うことが必要であるため、電気事業法上の発電設備から除外することはできない。 なお、要望理由に記載の蒸気タービン、誘導発電機の扱いに関しては、発電ではなく動力を得ることを目的としているが過渡的に発電を行うものについて、電気事業法上の発電設備として扱われないとしているものである。また、電気事業法第43条第2項に基づき、一定の要件を満たす者であれば、ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていないものであっても、ボイラー・タービン主任技術者として選任できるなど、一定の緩和措置については既に設けられている。 工事計画の手続きについては認可ではなく届出制としており、設備の検査についても事業者自らが行うこととしているなど、簡素かつ行政の関与の少ないものとなっている。		石油化学工業協会	15	A	蒸気タービンによる発電	以下の条件を満たした場合には、蒸気タービンと発電機(誘導発電機)の組合せの設備を電気事業法の発電設備から除外して欲しい。 ・発電を業としない(発電所を有しない)事業所が設置する場合 ・限定的な規模(たとえば発電量1000KW)以下の場合 ・発電量が自家使用電力を上回らない範囲の場合 ・動力源が余剰エネルギーの利用であること(発電のために新たに作った動力源でないこと)	余剰蒸気などの有効活用策として蒸気タービンと発電機(誘導発電機)による発電が考えられるが、本設備は電気事業法の発電設備に該当する。電気事業法に則って対応しなければ、ボイラー・タービン主任技術者の選任等電気事業法の各種の規制が適用され、多くの労力とコストが必要であり、届出手続き等も煩雑である。 余剰エネルギーの利用により、一事業所で年間100万KWの省エネルギーが可能となる。	余剰エネルギー、例えば余剰蒸気、を回収する際、蒸気タービンによる発電がある。H14年6月「社団法人火力原子力発電技術協会」発行の「電気事業法令(火力関係)必携質疑応答集」に、「蒸気タービンと誘導発電機と負荷(ポンプ等)との組合せにおいて、蒸気タービンと誘導発電機と負荷(ポンプ等)との組合せにより誘導発電機が過渡的に起電(発電)を行う場合、本設備は発電設備としては取り扱われない。」との解釈があるので、蒸気タービンと誘導発電機と負荷(ポンプ等)との組合せで余剰蒸気等を有効利用すればよい。しかし、余剰蒸気等は通常安定的に確保できない場合が多いので、誘導発電機でカバーしたとしても変動は避けられない。そのような不安定要素のあるものをプロセス機器(ポンプ等)の動力として使用することは、プラントの安定運転の支障となる。 (その他の項に続く)	電気事業法	「蒸気タービンと誘導発電機と負荷(ポンプ等)の組合せと「蒸気タービンと誘導発電機」の組合せとでは、負荷(ポンプ等)の有無が違うのみであり設備の(管理面や運転面も含めて)には大きな違いはない。しかし、大規模発電所を考えると「蒸気タービンと誘導発電機」の組合せを無制限に発電設備から外すことはできず、また、小型のガスタービン発電設備など一部緩和がなされるものがある。 よって、これらを総合的に検討した上で、前述のように制約条件を科すことを条件として「蒸気タービンと誘導
5058A	5058016			z15023	経済産業省	電気事業法第17条	電気事業法第17条は、電気事業を営む場合以外の電気の供給(特定供給)について経済産業大臣の許可を要する旨を定めている。	d	-	要望理由である、グループ会社の余剰電力を電力会社の送電ネットワークを介して離れた場所において受電することについては、特定供給の許可(電気事業法第17条)ではなく、特定規模電気事業の届出(同法第16条の2)を行うことにより、既に可能となっている。		石油化学工業協会	16	A	特定供給に関する電気事業法上の規制の緩和	電力会社の送電ネットワークを介して、特定供給を可能にして欲しい。	グループ会社の中には、余剰電力を保有している会社があり、現状場所が離れていることから、その余剰電力を活用する事が出来ない状況である。その為、電力会社の送電ネットワークを介し、コンビナートの共同発電所を通して受電する事が可能となれば、新たに設備投資を要する事無く、より安価な電力を使用する事が出来る。また、グループとしても競争力を高める事が出来る。	(1)親子関係が成り立っている会社間各所での余剰電力を、電力会社の送電ネットワークを介し、離れた場所においても既設の送電線を利用して受電したい。(新たな自営線を設けることなく、コンビナート等の共同発電所等を介して受電したい) (2)昨今電力料が値上がりしており、余剰の安い電気を購入できる	電気事業法17条 電気事業法施行規則20条	
5060A	5060001			z15024	経済産業省	工場立地法施行令第1条 工場立地法施行規則第3条、4条	工場立地法施行令第1条において、電気供給業に属する発電所で水力又は地熱を原動力とするものについては、工場立地法の適用除外とすることを規定している。 緑地とは、工場立地法施行規則第3条に規定する土地又は建築物屋上等緑地施設をいい、環境施設に含まれる。(要望主体が言う「緑地施設」という概念は法律上存在しない。)緑地以外の環境施設とは、工場立地法施行規則第4条に規定する工場等周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものをい	b	d	太陽光発電施設の適用除外については、現在、工場立地法の対象となる施設は存在しないところであり、今後、電気供給業としての当該施設の導入の動向を踏まえつつ、検討していくこととした。 太陽光発電施設を環境施設とすることについては、生産工程で利用される電気を発電し、生産活動に直接的に用いる施設については、環境施設とすることは困難であるが、これとは別に、例えば、工場の輻射熱の減少、延焼遮断等を図る地域の防災対策の推進に資する施設である等工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与する認められるような利用がなされている施設であれば、環境施設に該当する。		太陽光発電協会	1	A	太陽光発電施設を工場立地法の特定工場(除外規定)の対象に加え、「緑地施設」とする	工場立地法に定める「特定工場」の除外規定の対象拡大 「緑地施設」の対象拡大	現在、工場立地法の「特定工場」除外施設として、電気供給業の水力、地熱発電所が指定されているが、それに加え、太陽光発電施設も除外施設とする。 そして太陽光発電施設はその地球温暖化対策効果(CO2の吸収、排出抑制)から、緑地施設と見なす。	太陽光発電施設は、自ら騒音や排煙など周囲環境へ悪影響を与えるものではなく、むしろそれ自身が環境に配慮された施設である。 そして、従来から工場立地法にて認められている「緑地等に関する効果・機能」として「地球温暖化対策」に資する機能を有している。 さらに、既存のエネルギー代替機能を有するものであることは、CO2排出を抑制し、地域環境づくりに貢献していると言える。それは、また周辺地域に企業としての社会的責任を示すものであり、地球環境保全の重要性を認識させる大きな啓蒙効果をもつと言える。	工場立地法第6条1項、工場立地法施行令第1条、工場立地法第4条、工場立地法施行規則第3条	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5062A	5062001			z15025	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則	フィリピンとのEPAにおいては、本年9月9日に首都間で署名を行い、看護師候補生及び介護福祉師候補生を受入れるべく、発効に向けた準備を行っている。	e	-	今後行われるEPA交渉について規制が存在するわけではないが、今後の交渉、政府間協議において、看護師候補生及び介護福祉師候補生をはじめ、あらゆる職種における専門的、技術的分野の人材を積極的に受入れるよう取り組んでいきたい。		日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行わねばならない。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。	国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則		
5064A	5064003			z15026	経済産業省、	「軽油周辺油種への識別剤添加について(平成22年5月11日付け資源部第45号)」	民間事業者の自主的な対応により、A重油および灯油へ識別剤(クマリン)を添加している。	b	-	現在、民間事業者の自主的な対応により識別剤を添加し、関係省及び都道府県とも連携することにより、不正軽油による脱税等の防止に十分寄与しているところ。要望のあった件については、A重油および灯油に添加している現行識別剤について、除去により硫酸ピッチなどが発生せず、安全性・除去耐性に優れた新識別剤の研究開発を推進しているところ。		東京都	3	A	不正軽油対策	不正軽油製造根絶のため、安全かつ除去が困難な新識別剤の開発等の対策の実施	不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、不正軽油の製造を根絶するため、生活環境や人の健康に影響が無く、除去の困難な新たな識別剤を早急に開発し、関係省庁が一体となった実効性ある対策を講じること。	現行の識別剤であるクマリンについては、不正軽油の製造技術の進化により除去コストが安くなったため不正軽油が流通し、また、クマリンを除去する際に発生するタール状物質である硫酸ピッチの不法投棄による環境汚染を各地で引き起こしている。クマリンに代わる新たな識別剤の導入により、不正軽油の製造抑止を図るべきである。国は、不正軽油に係る環境や人体への影響、社会的・経済的損失が多岐にわたることを十分に認識し、関係省庁が一体となって不正軽油の製造、利用や識別剤除去に伴う廃棄といったあらゆる段階における対策を講じていく必要がある。また、不正軽油の製造防止に極めて有効な新たな識別剤の早期開発に取り組むことを要望する。	廃棄物処理法	
5071A	5071008			z15027	経済産業省、	中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項、機械類信用保険法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条、機械類信用保険(リース信用保険)包括保険約款第20条第2項、第21条、機械類信用保険管理債権整理等実施要領(平成18年9月12日付け中公保一第3号)第5条第1号及び第2号、第6条第1項	機械類信用保険については、平成15年4月1日を以って廃止されたところであるが、機械類信用保険法廃止前の保険関係(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人的権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収の回収等の業務(機械類信用保険)を実施している。前回の全国規制改革及び民間開放要望を受け、平成18年10月から、機械類信用保険の保険金支払いの対象となった残債権について、回収に努めた結果、今後回収が見込めないものとして一定の基準を満たす管理債権について、被保険者からの届出により整理又はサービスへの譲渡が認められ	c	-	今回の要望事項については、以下の理由から「全国規模で対応不可」とであると考える。現行の管理債権整理制度(管理債権譲渡を含む、以下同じ。)は、前回の全国規制改革及び民間開放要望を受けて実施されたものであるが、当該制度は管理債権整理の実効性の観点からだけでなく、保険運営上の必要性の観点からも被保険者の一定程度の回収努力義務の履行を求めたもの。機械類信用保険は、保険者の回収コストを保険料に含めないことによる保険料の低減化を図るため、保険金支払後も保険代位をせず、引き続き債権の回収及び当該回収のてん補率に応じた公庫への納付義務を被保険者に課す保険制度。今後も一定程度の被保険者からの回収納付(回収率)を確保する必要があることから、安易な管理債権整理は保険収支上の深刻な悪影響を及ぼす危険がある。このため、平成18年10月から実施した管理債権整理制度の効果・影響等をしばらくの間見極める必要があり、本要望についてはその後検討することとする。		社団法人リース事業協会	8	A	機械類信用保険(リース信用保険)付債権の整理及び譲渡要件の緩和	機械類信用保険の管理債権の整理及び譲渡については、平成14年12月に「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止に関する法律」が成立して以降の規制緩和と要望の結果、平成18年10月に条件付で認められることとなったが、更なる緩和を要望する。要件のうち以下の点については条件からの除外を求めたい。管理債権譲渡要件(イ)支払対象機械類又は担保を処分していること<<効果>>「債権整理」「債権譲渡」がより促進され、実効性が上がること	「債権整理」及び「債権譲渡」が可能となったことは前進であるが、実効性を上げるためには上記要件は除外すべき。リースについては、物と債権が一体化している。不良債権処理に先立ってモノの処分をするよりも、モノと一体としてサービス完結する方が回収額が大きくなる例も多い。従って(イ)の条件を外すべきと考える。	中小企業金融公庫平成18年9月12日付「機械類信用保証管理債権整理等実施要領」の制定等について、		
5071A	5071010			z15028	経済産業省、	法第27条	販売をする際にも、危険な電気用品を排除し、消費者の手に渡らないようにするべく、当該法律に該当する電気用品を販売する場合は、表示が付けられているものでなければ、販売してはならないと規定されている。	c	-	販売とは所有権の移転をもって成立すると考えることが妥当である。したがってリース契約においても所有権の移転が発生した時点販売ととらえることが適切であり、ご要望の点については受け入れられない。		社団法人リース事業協会	10	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	購入選択権付リース等において、リース終了物件を借主へ販売する場合は、電気用品安全法の販売規制の対象外とすること。	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が図れる。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用実態が何ら変わるものではなく、現実の引渡しはリース契約当初に行われている。電気用品安全法の解釈では、販売することは、対価を受けることを条件として当該電気用品を他人に譲渡することであり、当該電気用品を現実的に相手方に引き渡した時に違反行為が完成するとされているが、前述のとおり、リース契約当初にすでに現実の引渡しが行われており、それが販売規制の猶予期間内であれば、リース終了時点(借主への売却)が猶予期間後であっても本法の販売規制の対象外とすべきである。また、同法の中古品への適用については、再検討が必要であると考える。	電気用品安全法	
5071A	5071011			z15029	経済産業省、	割賦販売法	割賦販売法では、法律の適用範囲について、取引形態毎に定められており、2者間取引など、その取引に応じて適用除外としているところ。	c	-	割賦販売法については、取引形態毎に各種規定の定められているところであり、消費者保護の観点から設けられているクーリングオフ規定、即時解約の規定等については、事業者間取引については適用除外としている。また、2者間契約となる割賦販売については、特にトラブルが生じていないこと、事業者間の自主的な取決めにより適正化が図られるべきであることから指定権利、役務を一律に適用除外としているところである。ただし、基本的な書面交付義務等の規定については、割賦販売取引等の契約内容が複雑になることにかんがみ、契約内容を明確にし、もって購入者等の保護を図るため、さらには、買主となる事業者の中には購入目的が業務用か個人用・家庭用であるか明確にならない個人事業者も含まれることから、当該規定は必要である。		社団法人リース事業協会	11	A	割賦販売法における買主の属性に伴う適用除外の拡大	割賦販売法では、買主による購入が事業目的か否かで一部の保護規定(クーリングオフ・即時解除の制限)については適用除外が設けられているものの、基本的には、消費者・事業者(法人)の区別はなく、相応の規模を有する事業者(法人)であっても、形式的に法に定める取引形態(取引対象(指定商品等)に該当すれば、割賦販売法に基づいた対応を求められる。相応の規模の事業者(法人)は割賦販売法の適用除外とし、割賦販売業者と買主との個々の契約条件に委ねることにより、事業者間のバランスにも即した取引となり、取引の推進にも資するものと思料する。	形式的に割賦販売法の適用を受ける取引であれば、専門知識・交渉能力共に遜色の無い相応の規模の事業者(法人)を買主とする取引であっても、割賦販売法の適用を受け、手数料率の揭示や、契約解除時の清算規定などが適用されることになる。相応の規模の事業者が買主となる必要はあるかは疑問である。	割賦販売法・同施行令・同施行規則		

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5083A	5083003			z15030	経済産業省	割賦販売法	割賦販売法では、リボルビング方式の書面交付義務を法律で定めているところ。	c	-	リボルビング方式については、個品割賦購入あっせん方式、総合割賦購入あっせん方式の支払方法と異なり、購入した商品の代金等の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定して得た一定の額を、あらかじめ定められた支払時期ごとに支払っていく方法である。よって、契約時には支払期間・支払回数が定まっておらず、消費者保護の観点からも書面の交付は必要である。		沼本久	3	A	クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合でも、紙の明細書の発行の省略を認めてほしい。	現在は、クレジットカードでショッピングリボの取組みがある場合は、必ず紙の明細が発行される。しかし、一括払いなら省略を認めているので、リボも認めてほしい。		紙資源の節約、それにカード会社のコストの節約になり、ひいては消費者の利益になる。	貸金業の規制等に関する法律	JCBカードの返答では、法律によってリボの取組みのある場合は紙の明細は省略できないといわれた。